建築物に係る単体規制の概要

特定建築物

（多数の者が利用する建築物）
- 学校
- 事務所
- 共同住宅
- 工場

など

建築物の追加

特別特定建築物

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- 百貨店、病院
- 老人ホーム
- 公共用歩廊

など

建築、用途変更、修繕又は模様替について、基準適合への**努力義務**

- 一定規模以上の建築又は用途変更について、**基準適合義務**
- 既存建築物に対して基準適合への**努力義務**

一定規模＝２，０００㎡
（公衆便所については５０㎡）

地方公共団体の条例により強化可能

引き下げ

建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（義務付け基準）
- 車いす使用者と人がすれ違える廊下幅
- 車いす使用者用のトイレが一つある

など

建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室など

基準の追加

建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
- 車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- 車いす使用者用のトイレが必要階にある

など

適合

認定特定建築物

- 容積率の特例
- 表示（認定マーク）
- 税制、融資、補助